

星槎道都大学 研究生出願要項(2026年度)

1. 願書提出先及び問い合わせ先

星槎道都大学 教学支援グループ学務課 (電話受付 平日9:00~17:00)
〒061-1196 北海道北広島市中の沢149番地 TEL 011-372-3111 (代表)

2. 選考日程

区分	期間等
出願期間	(前期)2026年3月2日(月)~2026年3月16日(月) (後期)2026年7月31日(金)~2026年8月7日(金)
合格発表日	(前期)2026年3月25日(水) (後期)2026年9月11日(金)
手続締切日 経費納入日	(前期)2026年3月27日(金) (後期)2026年9月18日(金)

※国外在住の留学生については適宜設定する。

3. 出願資格(星槎道都大学 研究生規程 第2条)

本学において、特定事項について研究指導を受けることができる研究生は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 大学の学部を卒業した者
- (2) 学長が適当と認めた者

※令和5年度以降美術学部(デザイン学科、建築学科)の研究生は募集しない。

【留学生追加条件】

- (1) 日本語能力試験においてN2級以上もしくは同等以上の日本語能力を有すると本学が認めた者
- (2) 支弁能力を有する「身元保証人※」を立てられる者

※経費支弁者及び身元保証人の条件

1. 20歳以上の者であること
2. 出願者の金銭支援と学生生活・勉学の指導に責任が持てる者
3. 出願時に安定した収入があり、継続した収入が見込まれる者
4. 出願者の家族もしくは親族が好ましい
5. 銀行預金残高1,200,000円以上の証明ができる者

4. 出願方法

書類に不備・不足があった場合は受け付けません。

- (1) 窓口出願：学務課窓口に出願書類を提出し、経理課窓口で入学検定料を支払ってください。
窓口受付時間 平日(月~金) 9:00~16:00
- (2) 郵送出願：所定の書類を「1. 願書提出先及び問い合わせ先」に記載の住所へ簡易書留郵便で郵送してください。日本国外から送付する場合は、追跡可能な国際郵便にて郵送してください。
郵送中の事故に関しては一切責任を負いません。
また、入学検定料を経理課窓口で支払うか、下記口座に振込んでください。
※入学志願者名で振込むこと。振込手数料は入学志願者の負担となります。

振込先銀行名	北洋銀行 本店営業部	口座番号	普通 2300240
受取人名	星槎道都大学 学長 飯浜 浩幸		
電話番号	011-372-3111		
住所	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西3丁目7		

Account with Bank and Branch : North Pacific Bank, Ltd. Head Office
SWIFT Code : NORPJPJP
Account Number : 028-2300240
Account Name : SEISA DOHTO UNIVERSITY President Iihama Hiroyuki

5. 選考方法

提出された書類をもとに書類選考し、必要に応じて面接を行います。面接が必要と判断された場合は、面接日・面接会場を追って出願者へ連絡します。

6. 合格通知

選考結果は郵便等により本人へ通知します。電話による可否の問い合わせには一切応じません。

7. 入学手続き

合格者には、「合格通知書」、「入学手続きに必要な書類」を同封して送付するので、所定期日以内に入学手続きを行ってください。手続きが完了後「入学許可証」を本人宛てに送付します。

8. 入国査証（ビザ）取得手続き（留学生のみ）

- (1) 日本へ入国する前に日本国在外公館で査証（ビザ）の申請を行い、必ず「留学」の査証を持ち、日本に入国してください。入国査証（ビザ）取得に必要な「在留資格認定証明書」の申請は本学が代理申請を行います。
- (2) 既に入国されている場合は、「在留資格認定証明書」のコピーを提出して下さい。

9. 入学許可の取り消し

- (1) 出願書類および入学手続き書類に虚偽があった場合は、入学許可を取り消します。
- (2) 正当な理由なく、本学が定める期日までに来学できない場合は、入学を取り消します。

10. 諸費用（学則第41条の2）

研究生の検定料、入学金及び研究指導料

区分	一般の研究生	本学卒業生の研究生	備 考
検 定 料	10,000 円	10,000 円	在学期間の満了者が次年度に引き続き研究指導を希望する場合の検定料は、1年を限度に免除する。
入 学 金	本学則第44条の入学金の2分の1とする。	本学則第44条の入学金の4分の1とする。	在学期間の満了者が次年度に引き続き研究指導を希望する場合の入学金は、1年を限度に免除する。
研 究 指 導 料	100,000 円	50,000 円	研究期間が半年の場合は、半額とする。

※上記内容は「学則」、「学則別表2」、「星槎道都大学研究生規程」を基としています。

※「入学金・研究指導料」を振込む場合、「4. 出願方法」に記載の指定口座に振込んでください。

※一旦納入した諸費用は、理由の如何を問わず返金しません。（星槎道都大学 研究生規程 第6条の3）

但し、「在留資格認定証明書」または「留学ビザ」が不許可になった場合に限り返却します。（願書、申請書類等に虚偽の記載があり、それが原因で不許可になった場合は、全て返却しません。）

11. 出願書類（星槎道都大学 研究生規程 第3条）

【記入上の注意点】

- ・ 黒の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で明瞭に記入してください。
- ・ 不明瞭な箇所や誤字脱字、記入漏れがある場合は、受理しないことがあります。

提出書類	注意事項
①星槎道都大学 研究生 入学願 (別紙1)	志願者本人が日本語で記入すること (鉛筆不可)
②星槎道都大学 研究生 履歴書 (別紙2)	志願者本人が日本語で記入すること (鉛筆不可)
③星槎道都大学 研究生 研究計画書 (別紙3)	卒業生以外は本学において指導教員を選定する。
④最終学歴教育機関の卒業証明書または卒業見込み証明書	「公証書」は受け付けません
⑤最終学歴教育機関の成績証明書	「公証書」は受け付けません
⑥健康診断書	①医師診察 ②胸部エックス線検査 ③身長・体重 ④血圧測定 ⑤結核 ⑥視力・聴力 ⑦尿検査(糖・蛋白)
⑦検定料納入票 (別紙9)	氏名を記載すること
⑧検定料	10,000 円 (窓口へ持参もしくは振込み)
⑨写真 2 枚 (直近 3 ヶ月以内に撮影したもの)	履歴書貼付…縦 4 cm×横 3 cm 研究生証用…縦 2.5 cm×横 2 cm (裏に名前を書いて提出)
⑩所属長の承諾書 (別紙8)	勤務先を有する者のみ提出すること
⑪担当教員の承諾書 (別紙10)	本学担当教員に承諾を得ること

以下、留学生のみ

提出書類	注意事項
①日本語能力を証明する資料	日本語能力試験 N2 以上又は同等以上の合格通知書及び成績のコピー
②パスポートのコピー	パスポート保持者のみ、氏名・国籍・顔写真・パスポート番号と有効期限が記載されているページのコピーを提出 (2つ以上ある者はすべてのパスポートのコピー)
③在留カードのコピー	日本に既に滞在しており、在留カードを保持している者のみカードの「表面」と「裏面」のコピーを提出
④経費支弁書 (本学所定-別紙7)	経費支弁者本人が記入し、捺印またはサイン (鉛筆不可)

1 2. その他 (注意事項等)

(1) 授業形式について

基本は対面授業で行います。また、授業進行については本学のシラバス等に準じます。

(2) 授業日程について

授業日程については本学の時間割等に準じます。また、本学は夜間課程を行っていません。

(3) 科目一覧について

別紙「2026 年度開講科目」を参照してください。但し、科目については、変更及び開講されない場合があります。

(4) 不測時による要項内容の変更について

災害等の不測時により、要項の内容を変更する可能性があります。

1 3. 研究生の取扱いについて

(1) 指導教員の決定

研究生として入学を志願する者は、あらかじめ希望する指導教員の内諾を得ておくものとします。但し、卒業生以外の研究生志願者については、出願時に大学において指導教員の調整を行うこととします。

- (2) 授業の聴講（研究生規程第7条）
研究生規程第7条に基づき授業を聴講する場合は、授業聴講願（本学所定-別紙6）を指定期間に学部長あてに提出するものとします。
- (3) 研究生証
研究生には研究生証を発行します。
- (4) 図書の見覧
科目等履修生は、附属図書情報館利用規則に従って学部学生と同様に図書の見覧及び帯出を行うことができます。
- (5) 連絡
各種連絡はMicrosoft Teams 等によるものとします。

以上

星槎道都大学 研究生規程（抜粋）

（在学期間）

第5条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、学年の後期に入学した場合の在学期間は、当該学年末までとする。

2 在学期間が満了となった者が、なお引き続き研究指導の継続を希望する場合は、改めて出願しなければならない。

3 前項により出願手続を行う場合は、第3条第1号および第5号を除く出願書類の提出を免除する。

（検定料、入学金等）

第6条 研究生の検定料、入学金および研究指導料は、星槎道都大学学則第41条の2の規定に定められたものとする。

2 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学金および研究指導料を納入しなければならない。

3 既納の検定料、入学金および研究指導料は、いかなる事情があってもこれを返還しない。

（授業の聴講）

第7条 研究生は、許可を得て、研究事項に関連のある授業に出席し聴講することができる。ただし、聴講科目は原則として年間3科目以内とし単位を取得することはできない。

（身分の取消）

第8条 研究生が次の各号の一に該当する場合は、学長がその身分を取り消す。

(1) 本人より事由を具して願出があった場合

(2) 疾病その他の理由により、研究の継続が困難と認められた場合

(3) 研究生として、その本分に反する行為のあった場合

（研究成果の報告）

第9号 研究生は、在学期間満了の際、研究報告書（本学所定-別紙4）を指導教員を経て学長へ提出しなければならない。

（証明書の交付）

第10条 学長は、研究報告書を提出した研究生の願出により、その研究事項等を付記した経歴証明書（本学所定-別紙5）を交付する。

（準用規定）

第11条 研究生に関し、本規程に定めるもののほか、星槎道都大学学則を準用する。